

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(租税条約の適用に関する条件を定める規定)

- 第一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「法」という。）第六條の二第一項に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
- 一 その設立、取得若しくは維持又は業務の遂行が租税条約（法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下同じ。）の規定により認められる特典を受けることを主たる目的の一つとするものでないと当該租税条約の権限ある当局が認める者の有する所得について当該特典を与えることができる旨を定める当該租税条約の規定
- 二 省 略

(申請書の記載事項等)

第二条 省 略

- 2 法第六条の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 省 略

二 法第六条の二第二項の外国法人 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

- ハ 当該外国法人の当該認定に係る株主等所得（法第六条の二第二項に規定する株主等所得をいう。以下同じ。）が、同項の租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

- ニ 当該外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該株主

改正前

(租税条約の適用に関する条件を定める規定)

第一条 同 上

- 一 その設立、取得又は維持及び業務の遂行が租税条約（法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下同じ。）の規定により認められる特典を受けることを主たる目的の一つとするものでないと当該租税条約の権限ある当局が認める者の有する所得について当該特典を与えることができる旨を定める当該租税条約の規定
- 二 同 上

(申請書の記載事項等)

第二条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

- ハ 当該外国法人の当該認定に係る株主等所得（法第六条の二第二項に規定する株主等所得をいう。以下同じ。）が、同項の租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）である者の所得として取り扱われる事情の詳細

- ニ 当該外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該株主

等所得に係る国内源泉所得のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定の適用を受けようとする金額

ホク又 省 略

三 法第六条の二第三項の非居住者又は外国法人 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 当該非居住者又は外国法人の当該認定に係る相手国団体所得（法第六条の二第三項に規定する相手国団体所得をいう。以下同じ。）が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「相手国団体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

ニ 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国団体所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の規定において当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホク又 省 略

四 法第六条の二第四項の非居住者又は外国法人 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 当該非居住者又は外国法人の当該認定に係る第三国団体所得（法第六条の二第四項に規定する第三国団体所得をいう。以下同じ。）が同項の租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「第三国団体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

ニ 当該第三国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該第三国団体所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の規定において当該第三国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホク又 省 略

五 法第六条の二第五項の居住者又は内国法人 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 当該居住者又は内国法人の当該認定に係る特定所得が法第六条の二第五項の租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「相手国団体」という

等所得に係る国内源泉所得のうち、当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定の適用を受けようとする金額

ホク又 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該非居住者又は外国法人の当該認定に係る相手国団体所得（法第六条の二第三項に規定する相手国団体所得をいう。以下同じ。）が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「相手国団体」という。）の所得として取り扱われる事情の詳細

ニ 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国団体所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホク又 同 上

四 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該非居住者又は外国法人の当該認定に係る第三国団体所得（法第六条の二第四項に規定する第三国団体所得をいう。以下同じ。）が同項の租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「第三国団体」という。）の所得として取り扱われる事情の詳細

ニ 当該第三国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該第三国団体所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該第三国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホク又 同 上

五 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該居住者又は内国法人の当該認定に係る特定所得が法第六条の二第五項の租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この号において「相手国団体」という

。の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

ニ 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該特定所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の規定において当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホクリ 省略

3 法第六条の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省略

二 前項第一号ニからへまで、同項第二号ニからトまで、同項第三号ニからトまで、同項第四号ニからトまで又は同項第五号ニからトまでに掲げる事項（同項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ又は第五号ハに規定する場合には、これらの規定に掲げる事項を含む。）を明らかにする書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

4 省略

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

。の所得として取り扱われる事情の詳細

ニ 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該特定所得に係る国内源泉所得で、当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

ホクリ 同上

3 同上

一 同上

二 前項第一号ニからへまで、同項第二号ハからトまで、同項第三号ハからトまで、同項第四号ハからトまで、同項第五号ハからトまでに掲げる事項を明らかにする書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

4 同上